

第 4 6 4 回（臨時）福崎町議会会議録

平成 2 7 年 1 2 月 1 5 日（火）

午前 9 時 3 0 分 開 会

1. 平成 2 7 年 1 2 月 1 5 日、第 4 6 4 回（臨時）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 1 4 名

1 番	宮 内 富 夫	8 番	山 口 純
2 番	三 輪 一 朝	9 番	石 野 光 市
3 番	牛 尾 雅 一	1 0 番	小 林 博
4 番	志 水 正 幸	1 1 番	富 田 昭 市
5 番	松 岡 秀 人	1 2 番	釜 坂 道 弘
6 番	城 谷 英 之	1 3 番	高 井 國 年
7 番	北 山 孝 彦	1 4 番	難 波 靖 通

1. 欠席議員（な し）

1. 事務局より出席した職員

事 務 局 長 大 塚 謙 一 主 査 佐 野 允 保

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋 田 正 義	副 町 長	
教 育 長	高 寄 十 郎	技 監	松 尾 成 史
会 計 管 理 者	萩 原 昌 美	総 務 課 長	尾 崎 吉 晴
企 画 財 政 課 長	福 永 聡	税 務 課 長	尾 崎 俊 也
地 域 振 興 課 長	近 藤 博 之	住 民 生 活 課 長	谷 岡 周 和
健 康 福 祉 課 長	三 木 雅 人	農 林 振 興 課 長	松 岡 伸 泰
ま ち づ く り 課 長	豊 國 明 仁	上 下 水 道 課 長	松 田 清 彦
社 会 教 育 課 長	山 下 健 介	学 校 教 育 課 長	山 本 欽 也

1. 議事日程

- 第 1 補欠選挙当選議員の議席指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸報告
- 第 5 議員の辞職許可（報告）
- 第 6 常任委員会委員及び特別委員会委員の選任
- 第 7 中播農業共済事務組合議会議員の選挙
- 第 8 報告第 1 5 号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
- 第 9 報告第 1 6 号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
- 第 1 0 報告第 1 7 号 議会の委任による専決処分の報告について（小中学校体育館非構造部材耐震化工事）
- 第 1 1 議案第 7 2 号 福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 第 1 2 議案第 7 3 号 福崎町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 第 1 3 議案第 7 4 号 福崎町町税条例等の一部を改正する条例について
- 第 1 4 議案第 7 5 号 工事請負契約の変更について（福崎町立田原小学校体育館建設工事）
- 第 1 5 質疑
- 第 1 6 討論・採決

1. 本日の会議に付した事件

- 第 1 補欠選挙当選議員の議席指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸報告
- 第 5 議員の辞職許可（報告）
- 第 6 常任委員会委員及び特別委員会委員の選任
- 第 7 中播農業共済事務組合議会議員の選挙
- 第 8 報告第 1 5 号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
- 第 9 報告第 1 6 号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
- 第 1 0 報告第 1 7 号 議会の委任による専決処分の報告について（小中学校体育館非構造部材耐震化工事）
- 第 1 1 議案第 7 2 号 福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 1 2 議案第 7 3 号 福崎町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 第 1 3 議案第 7 4 号 福崎町町税条例等の一部を改正する条例について
- 第 1 4 議案第 7 5 号 工事請負契約の変更について（福崎町立田原小学校体育館建設工事）
- 第 1 5 質疑
- 第 1 6 討論・採決

1. 開会及び開議

議長 皆さん、おはようございます。

第 4 6 4 回福崎町議会臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

師走に入り、日ごとに冬の訪れを感じる季節となりました。

本日ここに第 4 6 4 回福崎町議会臨時会が招集されましたところ、議員の皆さんはご健勝にて早朝からご参集を賜り、定刻に開会できますこと、まことにありがとうございます。

さて、本臨時会に付議されます案件は、報告第 1 5 号から報告第 1 7 号までの報告 3 件、議案第 7 2 号から議案第 7 5 号までの議案 4 件の計 7 件を予定しております。

何とぞ議員各位には格別のご精励を賜り、慎重審議の上、適正妥当なる結論づけが得られますとともに、議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力をお願い申し上げます、本定例会の開会のご挨拶といたします。

ここで会議に入ります前に、去る１２月６日に執行されました福崎町議会議員補欠選挙におきまして、当選されました三輪一朝議員、山口純議員を紹介いたします。

両議員におかれましては、まことにめでとうございます。心からお祝いを申し上げます。福崎町の発展と住民福祉のために精励いただきますよう、心から祈念を申し上げます。

それでは、両議員から、ご挨拶をいただきたいと思います。

最初に三輪一朝議員どうぞ。

三輪一朝議員 皆さん、おはようございます。

このたび町議会補欠選挙で当選をさせていただきました、三輪一朝でございます。

今後、町民目線で精励してまいる所存でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長 続きまして、山口純議員どうぞ。

山口 純議員 福崎町議会議員補欠選挙に当選し、議席をいただきました山口純です。

これから町民の皆様の負託にしっかりと応えていけるように精進を怠りません。

議員の皆様並びに理事者の皆様のご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます、ご挨拶にかえさせていただきます。

議長 ありがとうございます。

それでは、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は１４名でございます。

定足数に達しております。

よって、第４６４回福崎町議会臨時会が成立したことを宣告いたします。

それでは、これより本日の日程に入ります。

また、総務課、議会事務局より写真撮影の申し出が出ております。撮影を許可いたしましております。

ただいまから第４６４回福崎町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりでございます。

日程第１ 補欠選挙当選議員の議席指定

議長 日程第１は、補欠選挙当選議員の議席指定であります。会議規則第４条の規定により議長が定めることとなっております。

よって、三輪一朝議員の議席を２番、山口純議員の議席を８番に指定いたします。

日程第２ 会議録署名議員の指名

議長 日程第２は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員の指名は、会議規則第１２７条の規定により議長が指名いたします。

２番、三輪一朝議員

１０番、小林 博議員

以上の両議員をお願いをいたします。

日程第３ 会期の決定

- 議長 日程第３は、会期の決定であります。
会期の決定の件を議題といたします。
本議会の会期は、あらかじめ議会運営委員会において協議されていますとおり、
本日１日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、本臨時会の会期は本日１日といたします。

日程第４ 諸報告

- 議長 日程第４、諸報告であります。
第４６３回定例会閉会后、本日までの主要事項について、事務局に報告させます。
- 事務局 議会活動報告をいたします。
報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。
１０月２日、兵庫県民会館において、兵庫県町議会議長会正副会長会議が開かれ、議長が出席いたしました。
１０月５日、市川町役場において、神崎郡町村議会議長会議長、局長合同会議が開かれ、議長が出席いたしました。
１０月９日、兵庫県民会館において、兵庫県町議会議長会評議員会議が開かれ、議長が出席いたしました。
１０月１４日、町民第１グラウンドにおいて、福崎町老人グラウンド・ゴルフ大会が開催され、議長及び民生まちづくり常任委員長が出席いたしました。
１０月１５日及び１６日、総務文教常任委員会委員が岐阜県美濃市及び郡上市を行政視察いたしました。
１０月２１日、議会広報常任委員会委員及び議長が、京都府精華町議会を行政視察いたしました。
１０月２３日、議会運営委員会委員及び議長が滋賀県大津市議会を行政視察いたしました。
１０月２９日、神戸メリケンパークオリエンタルホテルにおいて、兵庫県町議会議長会正副議長研修会が開催され、議長及び副議長が出席いたしました。
１０月３０日及び３１日、岩手県遠野市議会議員の行政視察を受け入れいたしました。
１１月１１日、衆議院議員会館及び参議院議員会館において、議長が地元選出の国会議員に対し、ＪＲ福崎駅周辺整備の推進等について要望してまいりました。
同じく１１日、ＮＨＫホールにおいて、第５９回町村議会議長会全国大会が開催され、議長が出席いたしました。
１１月１２日、北海道南幌町議会議員の行政視察を受け入れいたしました。
１１月１２日及び１３日、民生まちづくり常任委員会委員及び議長が兵庫県南あわじ市、香川県善通寺市及び株式会社高畑精麦を行政視察いたしました。
１１月１５日、文化センターにおいて、第３３回老人大学祭記念式典が開催され、副議長が出席いたしました。
１１月１８日、猪名川町文化体育館において、兵庫県町議会議長会議員研究会

が開催され、議長ほか各議員が出席いたしました。

11月23日、第26回福崎町自然歩道を歩こう大会が開催され、議長ほか議員多数が出席いたしました。

11月27日、大会議室において、神崎郡町村議会議長会全議員研究会が開かれ、議長ほか議員多数が出席いたしました。

11月21日及び29日、福崎町議会報告会及び意見交換会を開催し、町民の皆さんと活発な意見交換をいたしました。

また、たつの市制10周年記念式典ほか各市町の10周年記念式典に出席いたしました。

その他の議会活動報告は、お手元に配付の報告書のとおりです。

以上です。

議長 また、例月出納検査の報告書が議長宛に提出されており、その写しを配付いたしております。

日程第5 議員の辞職許可（報告）

議長 日程第5、議員の辞職許可について、報告をいたします。

去る11月6日、木村いづみ議員から11月15日をもって議員を辞職したい旨の願い出がありました。

よって、この取り扱いを慎重に検討しました結果、地方自治法第126条の規定により、これを許可しましたので、ご報告いたします。

日程第6 常任委員会委員及び特別委員会委員の選任

議長 日程第6は、常任委員会委員の選任であります。

今回当選されました三輪一朝議員、山口純議員の、本日まで欠員になっております常任委員会委員及び特別委員会委員の選任であります。委員会条例第7条第4項の規定により議長が議会に諮って指名することになっております。

ただいまから指名をいたします。

総務文教常任委員会委員に三輪一朝議員、民生まちづくり常任委員会委員に山口純議員、議会広報常任委員会委員に三輪一朝議員、山口純議員、福崎駅周辺整備対策特別委員会委員に三輪一朝議員、山口純議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしましたとおり、それぞれ常任委員会委員及び特別委員会委員に選任することに決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しましたとおり、それぞれの議員を常任委員会委員及び特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、民生まちづくり常任委員会副委員長の選任について、ご報告いたします。

木村いづみ議員の議員辞職に伴い、民生まちづくり常任委員会副委員長が不在となっております。委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長は、委員会において互選することになっております。先日、民生まちづくり常任委員会を開催し、協議しました結果、副委員長に小林博議員が互選されましたので報告をいたしておきます。

日程第7 中播農業共済事務組合議会議員の選挙

- 議 長 次の日程は、中播農業共済事務組合議会議員の選挙であります。
組合議会議員は関係市町の議会において、議員の中から選挙することになっております。
木村いづみ議員の議員辞職に伴い、中播農業共済事務組合議会議員が1名欠員になっております。
ここで中播農業共済事務組合議会議員1名を選挙いたします。
お諮りいたします。
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。
よって選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。
お諮りいたします。
指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。
議長において指名することに決定いたしました。
それでは指名いたします。
中播農業共済事務組合議会議員に、山口純議員を指名いたします。
お諮りいたします。
ただいま議長において指名いたしました山口純議員を中播農業共済事務組合議会議員の当選人と定めることについて、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。
よってただいま指名いたしましたとおり、中播農業共済事務組合議会議員に山口純議員が当選されました。
ただいま当選されました山口純議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。
次の日程は、議案の上程及び議案説明であります。
これより、報告第15号、議会の委任による専決処分の報告についてから、議案第75号までの7件を議題といたします。
これより、上程議案に対する町長の提案内容の説明を求めます。
- 町 長 おはようございます。
第464回福崎町議会臨時会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。
12月で大変慌ただしいときではございますけれども、そろってご参加をいただきまして、うれしく思います。
しかも、過日の補欠選挙におきまして、三輪議員、それに山口議員が当選され、14名の定数を全て満たして、しかもその議員が全員出席されての臨時議会は、大変意義あり、うれしいものでございます。本当にありがとうございました。
さて、本議会に提案をいたしております内容につきましては、報告は議会の委任による専決処分の報告についての3件でございます。
議員の皆さんから本会議におきましても、委員会におきましても、交通安全に

ついてはくれぐれも注意するようにと提言を受けておりました。そうした上で、報告案件を提出するということは、まことに心苦しいものがございます。私どもは交通安全に十分配慮してまいりましたけれども、結果としてこのような報告をしなければならないということについては、今後一層心を引き締めて取り組んでいかなければならないと、新たな決意をしているところでございます。

人事案件として、福崎町固定資産評価審査員会委員の選任についての1件でございます。

条例案件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行によるもので、福崎町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてなど、2件となっております。

その他の案件は、工事請負契約の変更についての1件です。

詳細説明は担当課長が行いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長 ただいま町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご承知おきをお願いいたします。

日程第8 報告第15号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）

議長 日程第8、報告第15号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）を議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

学校教育課長 報告第15号、議会の委任による専決処分の報告について、説明申し上げます。

この件は、物損事故における損害賠償の額を定め、和解することについて、平成27年10月7日に専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定により報告をするものです。

報告第15号資料に事故発生場所位置図、略図をお示ししていますので、ご参照ください。

事故の発生日は平成27年8月23日午前11時ごろです。

事故の発生場所は福崎町福田597番地、福崎西中学校敷地内駐車場で、相手方は福崎町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏です。

事故の概要は福崎西中学校教諭がPTA奉仕活動終了後、清掃のため町公用車軽トラックを移動させようとした際に、シフトレバーの操作を誤り、前進すべきところを後進してしまったため、後方に停止していた相手方乗用車の前方と町公用車の後方が接触し、相手方乗用車を破損させたものです。

損害賠償額は、破損した車の修理に要する費用27万4,440円です。

以上、報告第15号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

日程第9 報告第16号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）

日程第10 報告第17号 議会の委任による専決処分の報告について（小中学校体育館非構造部材耐震化工事）

議長 日程第9、報告第16号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償

償の額を定め和解すること）及び日程第１０、報告第１７号、議会の委任による専決処分の報告について（小中学校体育館非構造部材耐震化工事）を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

まちづくり課長 報告第１６号、議会の委任による専決処分の報告は、物損事故における損害賠償額を定め和解することについて、平成２７年１１月１０日に専決処分を行ったので、地方自治法第１８０条第２項の規定により、報告をするものです。

報告第１６号資料に位置図、事故発生状況略図をお示ししておりますので、あわせてごらんください。

事故の発生日は、平成２７年９月２９日火曜日、午前１０時３５分ごろです。

事故発生場所は、福崎町南田原２９３番３地先で、相手方は福崎町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇氏でございます。

事故の概要は、町道東大貫溝口線において、まちづくり課職員ほかで町道のり面の草刈りを行っていたところ、草刈り機によりはねた石が走行中の車両左後方窓ガラスに当たり破損をさせてものです。

事故による損害賠償額は、窓ガラスの修理費及びシートがメッシュ地で、シートに入ったガラス片の除去が完全にできないため、シートを交換したもので、損害総額は２９万１，６３２円でございます。

今回の事故を受けまして、当該作業では石等の飛散を防止するため、防護ネットを使用し、再発防止に努めています。

以上、報告第１６号の説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

続きまして、報告第１７号、議会の委任による専決処分の報告、福崎町立小中学校体育館非構造部材耐震化工事について、説明いたします。

請負業者、株式会社海老名組と９月９日に工事請負変更契約を締結しましたので、地方自治法第１８０条第２項の規定により、報告をするものでございます。

変更前契約額に８４万８，８８０円を増額し、変更後の契約額を６，４５６万８，８８０円としたものです。

変更内容につきましては、資料により説明をさせていただきます。

報告第１７号資料をごらんください。

主な内容は資料下段にお示しをしておりますとおり、当初契約ではその他窓ガラスの飛散防止として、アリーナ部に面するガラス面のみとしておりましたが、より安全性を高めるため、各体育館出入り口、玄関付近の窓ガラス面の飛散防止対策が必要と判断し、飛散防止フィルムの設置５校の合計面積で１１６．５平米を追加したことによるものでございます。

以上、報告第１７号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

日程第１１ 議案第７２号 福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第１２ 議案第７３号 福崎町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

議長 日程第１１、議案第７２号、福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について及び日程第１２、議案第７３号、福崎町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

総務課長 議案第７２号、福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご説明

いたします。

固定資産評価審査委員会委員の選任は、地方税法第423条に基づくものであり、町の住民、町税の納税義務者または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、議会の同意を得て町長が選任するものと定められています。

委員の定数は3名で、任期は3年であります。

固定資産評価審査委員会は、地方自治法第180条の5で市町村に設置しなければならない行政委員会であります。

その職務につきましては、固定資産課税台帳に登録された価格に対する不服申し出があった場合に、価格の審査決定を行います。

現委員の尾上定信氏が12月19日に任期満了となり、再任をお願いするものでございます。

それでは、尾上氏の経歴等を説明させていただきます。住所は、神崎郡福崎町大貫45番地、生年月日は、昭和23年5月20日生まれの、現在67歳でございます。昭和42年3月に兵庫県立福崎高等学校を卒業されています。

職歴といたしましては、昭和42年4月に日本電信電話公社に入社され、各支店等の課長を経て、平成9年3月にNTT物流サービス株式会社神戸店、店長に就任。平成11年3月に日本電信電話株式会社を退職され、平成15年4月から庭工房おのえを運営されています。

役職歴といたしましては、平成13年1月から10年間、南大貫区の協議員として地域行政に携わってこられました。また、平成24年12月から、福崎町固定資産評価審査委員会委員を務められ、平成25年12月からは民生児童委員も務めていただいています。

尾上氏は地域住民の代表として、固定資産評価審査委員会委員に適任であり、職責を全うされており、今回2期目の選任をお願いしています。

議案第72号資料に「私の抱負」と任期表をお示ししていますので、ご参照ください。

続きまして、議案第73号、福崎町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

平成25年5月31日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、単に法と言います）が、成立、公布されました。これを受け、平成27年10月から、国民一人一人に個人番号が付番され、平成28年1月1日から利用を開始することになっています。

議案第73号資料をごらんください。まず、条例制定の趣旨です。平成28年1月1日から、国の行政機関や地方公共団体等においては、個人番号を利用して事務を行うこととなりますが、全ての事務において個人番号が利用できるわけではなく、社会保障、税、防災の3分野に関する事務のうち、法に規定されている事務に限られています。

また、法に定められた事務以外でも、社会保障等3分野の事務は、地方公共団体が条例に規定することにより、個人番号の利用ができることも法には規定されています。

このことから、法の規定に基づき、本町においては次の3点について、条例に規定しています。

第1点目は独自利用事務を規定します。

法、別表第1に掲げられていない事務において、個人番号を利用する場合です。

2点目は庁内連携です。

同一機関内で特定個人情報の授受を行う場合です。例を挙げれば、健康福祉課

が福祉医療事務を行うために、税務課の所得情報の提供を受ける場合などです。

3点目は機関連携です。

同一地方公共団体内の他機関への特定個人情報の提供で、例を挙げれば、教育委員会が要保護、準要保護の事務を行うために、税務課の所得情報の提供を受ける場合などです。

それでは、条例案について、ご説明申し上げます。

第1条は趣旨です。

法第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び同法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供等に関し、必要な事項を定めるものです。

第2条は定義です。

条例において用いる用語の意義を法の規定を引用する形で規定しています。

第3条は町の責務を規定しました。

第4条は個人番号の利用範囲です。

第1項は個人番号の独自利用を行う事務の範囲を規定しています。

第2項は個人番号の独自利用を行うために庁内連携ができる旨を規定しています。

第3項は町の執行機関が法、別表第2に定められた個人番号利用事務のために庁内連携が行える旨を包括して規定しています。

第4項は庁内連携による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例等の規定により、当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務づけられているときは、当該書面の提出があったものとみなすことを規定します。

第5条は特定個人情報の提供です。

同一地方公共団体の他の機関へ、特定個人情報を提供する場合を規定しています。紹介元の事務、及び提供する情報の内容を定めています。

第6条は規則への委任です。

別表第1は第4条関係で、町の独自利用事務を行う事務を規定しています。

別表第2も第4条関係で独自利用事務を行う事務のための庁内連携を規定しています。

別表第3は同一地方公共団体であっても、異なる機関へ特定個人情報を提供できる場合を規定しております。

なお、本条例は平成28年1月1日から施行いたします。

両議案とも、よろしくご審議を賜り、ご賛同くださいますよう、お願いいたします。

日程第13 議案第74号 福崎町町税条例等の一部を改正する条例について

議長 日程第13、議案第74号、福崎町町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

税務課長 議案第74号、福崎町町税条例等の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

今回、福崎町町税条例等の一部改正は、三つの条例を一括で改正しています。

一つ目は、第1条関係として、町税条例の一部改正、二つ目は、第2条関係として、国民健康保険税条例の一部改正、三つ目は、第3条関係として、介護保険条例の一部改正です。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、い

わゆる番号法によって、平成２８年１月１日以降、税関係の申告、申請、届け出などの手続については、原則として個人番号または法人番号の記載を求めることとなりますが、いずれの条例改正も、このことに対応するものであります。

議案第７４号資料の１２ページ、１３ページに、この条例による申告書等の様式の変更イメージを挙げています。

１２ページは法人町民税関係で、新しく法人を設立したり、町内に新しく支店を設置したときの申告書です。太い点線の枠で囲んでいますように、１３けたの法人番号を記載していただくようになります。

１３ページは個人町民税や固定資産税の減免申請書です。太い点線の枠で囲んでいますように、１２けたの個人番号を記載していただくようになります。

町税条例では申告書等の様式そのものは規定しておらず、記載すべき内容を条文内で文言によって規定するという手法がとられています。

文言の改正部分は、議案第７４号資料１ページから１１ページまでの新旧対照表のとおりですので、ご参照ください。

改正前の記載内容の文言は、個人では「申請者の住所及び氏名」といった表現となっていてところを、「申請者の住所、氏名及び個人番号」といったような表現に改めます。また、法人では改正前が「事務所等の所在地及び名称」などの表現となっていてところを、「事務所等の所在地、名称及び法人番号」といったような表現に改めます。

この条例の施行期日は、番号法のこの部分の施行期日に合わせて、平成２８年１月１日の施行となります。

なお、改正後の規定は、施行日以後に提出する申告書等について適用し、施行日以前に提出する申告書等については、なお従前の例によるものです。

以上で、議案第７４号の説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第１４ 議案第７５号 工事請負契約の変更について（福崎町立田原小学校体育館建設工事）

議長 日程第１４、議案第７５号、工事請負契約の変更について（福崎町立田原小学校体育館建設工事）を議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

まちづくり課長 議案第７５号、工事請負契約の変更（福崎町立田原小学校体育館建設工事）について、ご説明申し上げます。

福崎町立田原小学校体育館建設工事において、変更及び追加工事が生じたため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、議会の議決を経て、変更契約を締結するものです。

契約の相手方は、現在、田原小学校体育館建設工事を施工している立建設株式会社で、変更前契約額に１，２８６万６４０円を増額し、変更後の契約額を３億７，８９８万６４０円とするものです。

変更内容につきましては、資料により説明をさせていただきます。

議案第７５号資料をごらんください。

資料右下の表に変更内容を、平面図にその位置図を示しております。

番号①既存給水管入替えは、体育館工事をする中で、用務員室周り２０ミリの水道管の劣化が判明したため、体育館建設工事の影響範囲、延長約２４メートルの入れ替えをするもので、約３３万５，０００円の増額です。

番号②給水管敷設は、プール用給水管から分岐、体育館及び屋外トイレへ給水する計画でしたが、屋外トイレへの配管がプール土間コンクリートの下にあり、接続が困難なため、新たに量水器を設置し、土間コンクリート沿いに４０ミリの給水管５０メートルを敷設するもので、約５７万８，０００円の増額です。

番号③校内放送アンプの増設は、体育館に放送をいたしますが、機器等の変更により出力が不足するため、アンプの増設をするもので、約１５万７，０００円の増額です。

番号④既存汚水圧送管迂回配管は、屋外トイレの汚水圧送管が体育館西側から校舎北側へ圧送をしておりましたが、圧送管が体育館基礎工事施工に支障となるため、７５ミリの塩ビ管４０メートルを迂回配管するもので、約１９万円の増額です。

番号⑤高圧受電盤の一部改修は、体育館への電気供給を校舎北側機械室棟の電気室からする計画で接続工事を行ったところ、キュービクル内の電灯トランスの絶縁オイル劣化等老朽化が判明しましたので、電灯トランスを更新するもので、約３０万７，０００円の増額です。

番号⑥フェンスの撤去及び新設は、駐車場北側に設置されているフェンスが経年劣化によりネットの破れや塗装の劣化が著しいため撤去し、１１１メートルを設置するもので、約１１０万５，０００円の増額です。

番号⑦から⑨は、校舎北側の駐車場を整備するもので、体育館への電気配管工事等で既設舗装を一部撤去しています。また、既設舗装も劣化が著しいことと未舗装箇所がありますので、あわせて舗装の復旧工事を行うもので、駐車場全面のアスファルト舗装１，５５１平米を施工するもので、約８８万８，０００円の増額となります。

番号⑩から⑪は、駐車場と西側歩道や北側道路に段差があり、碎石などの流出を防止するため、コンクリート縁石１４９メートルを設置するもので、約６１万１，０００円の増額です。

番号⑫フェンスの撤去・新設は、体育館建設工事に伴い撤去した学童保育園側フェンスの老朽化が著しいため、７９メートルを更新するもので、約６９万６，０００円の増額となり、合計で１，２８６万６４０円の増額となります。

以上、議案第７５号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご賛同を賜りますよう、お願いいたします。

日程第１５ 質疑

- 議長 日程第１５は、議案に対する質疑であります。
- 6 番 それでは、報告第１５号、議会の委任による専決処分 of 報告について（損害賠償の額を定め和解すること）に対する質疑はありませんか。
- 6 番 町長の冒頭でも安全対策に努めてまいりますと、このように申されたんですけども、この事故、西中の事故は、これ前もあったと思うんですけども、前はいつでしたか。
- 学校教育課長 前回やはり西中学校敷地内で接触事故がございましたが、これはことし、平成２７年の５月でございます。
- 6 番 そのときにも私、教育長に、これ生徒やったらどうするんですかと、このように言うたと思うんですよ。教育長は、あつてはならないことやと、このように答弁されたと思うんですけども、この事故があつて、学校側はこの事故に対し、安全対策について、どのように考えて行動されてましたか。

教 育 長 5月の事故の後、町の校長会並びに教頭会で、事故再発の防止、とりわけ福崎西中学校に関しましては、再度起こらないように職員会議等をして、全職員にきちっと説明並びに指導をするようにと、こういう指示を出しておりました。

学校においては、私の指示のとおり職員会議等で、交通事故の防止並びに生徒の生命の安全を第一に考えて、慎重に運転をするように、行動をとるようにと、こういうふうな指導はしてくれておりましたけれど、またもやこのようなことが起きてしまって、まことに遺憾に存じております。申しわけございません。

6 番 学校の先生も、生徒の送迎とか、クラブで移動したり、あのときでも大変ご苦労なされていると思うんですけども、この学校の先生が町公用車に乗る中の規定とかそのようなことは、課長、何かあるんですか。そういう規定は、その安全対策についてどのように行うとか、そういう書いたものはあるんですか。

学校教育課長 公用車の使用につきましては、町の役場の中での規定はございます。学校教職員が利用する場合もその規程に準じております。教職員が利用する場合も町のほうに公用車運転の申請をしまして、町のほうで判断して、公用車運転認定証を交付し、その認定証を持っている職員のみが運転できるようにしております。

6 番 総務課長、この今、安全管理者、今この庁舎の安全管理者、前の答弁で2名おられると言われた。誰と誰なんですか。

総 務 課 長 1人は私でございます。もう1人は会計管理者でございます。

6 番 公用車の事故が本当に多い。前からも言うてますように、小さい事故の積み重ねが大きい事故になるんですから。その安全管理者がきちっと役場の皆さん、職員さん皆さんに、徹底して、事故を起こさないように、道を譲るように、後ろに何かないかなと、このように思うように、きちっと指導していってください。

総 務 課 長 こういった公用車における事故を受けまして、町の中でも、全体での交通安全研修を実施するということで、2日に分けまして、この12月に交通安全研修を実施する予定としております。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

1 1 番 この車の利用する方の責任者、通常ご家庭の自家用車でしたら、その方の持ち主が、ご本人が運転されていますよね。ところが、町の車になりますと、なかなかそれが決まてないような感じがするんです。こういう事故が起きるということは、運転者を決めといて、その車はその運転者でなければ運転ができないという規則も私は大切ではないかなと思うんです。

これだけたびたび事故が起きれば、やはりそういう管理者だけでなく、運転者を決めるということが、やはり慣れた車に乗って安全に運転するということが、これが一番正しい方法なんです。幾らやかましく言っても、慣れない車に乗ったら、これは事故を起こします、間違いなしに。ですから、運転者を決めて、そしてその車は、もし運転者がそこにいなければ絶対に動かせないというふうな規律も大切ではないかなと思いますが、その点いかがでしょうか。

総 務 課 長 町の公用車なんですけれども、従前は各課で車を持ってといいますか、運用をしていた経過がございます。そういった時代がありまして、なかなか公用車をうまく回すことができないというようなことがありまして、集中管理車、集中管理制度ということで、出納室が集中管理ということで車を管理して、乗りたい、車を使用しようとする人がそこへ借りに行って、車を運転するということで、効率的に公用車が利用できるという仕組みになったものでございます。

したがいまして、議員のご指摘はご指摘としてお聞きしたいとは思いますが、この仕組み自体は公用車の運行についてすぐれた面もあるというふうに思っておりますので、今後検討はさせていただきたいと、このように思います。

1 1 番 公用車は絶対に事故を起こしてはならないんです。正直言いまして。やはり住民さんの基本となる、あるいは見本となる、そういうマナーでもって運転をしたり、行動をしていかなければいけないわけなんです。それをしていないことには、町民さんの規律は直っていきません。要するにこの公用車が事故を起こしたら、ああ、町の職員さんも事故を起こすんだ、学校の先生も事故を起こすんだというふうになれば、世の中が乱れてしまいます。

やはり上に立つ方、運転する方は、しっかりとしたそのマナーを守りながら運転をしていけば、必ず守れます。

ですから、それを言うだけではなくして、必ず実行に移してください。そうすれば、多分この事故は私減ると思います。初めて乗る車がミッションどこにあるか、大概運転しとったら前進かバックぐらいわかると思いますよ。よっぽどこの方は間違ってるんですわ。慌てていたか。

ですから、それを間違いのないようにするためには、決めてもらうということが一番いいのではないかなというふうに思います。

前は結局いろんなことをするという形でもって話もありましたけども、やはりそれから3カ月後にこれ事故を起こしてるんですから、5月に起こして、これ8月ですからね。わずか3カ月ですよ。全然それが効いてないわけなんです。運転する方には。

ですから、もう一度確認をしながら、実際にそれを実行に移せるように、よろしく願いをしておきます。

議 長 ほかにございませんか。

1 番 今回の富田議員さんと関連になるかと思いますが、今回は学校の先生ですね。それで町の職員というような形になります。どちらも交通ルールを守る模範的な職場であり、人であると、このように考えるわけです。福崎町としましては交通安全運動、交通安全対策に力を入れておられると思いますし、そのことにつきまして住民生活課長は交通行政を、交通安全行政をされておられますので、このような状態においてどのように思っておられるか。

それと、車両を集中管理されておられます会計管理者は、このようにたびたび起こる事故はどのように考えておられるか、2人のご意見をお聞かせ願いたいんですけど。

住民生活課長 住民生活課としましては、住民さん全員の方に交通安全の徹底といいますか、防止ということで日々啓発なり広報を重ねておるところでございます。したがって、当然このような学校の校内における事故ではありますが、こういったことについてもできるだけ、できるだけといいますか、ないような形で啓発なり広報を行っていく必要があるということでは考えております。

会 計 管 理 者 集中管理車を扱っております出納室といたしましては、職員でありますとか学校の先生に車をお貸しするときには、安全運転に努めていただくように、気をつけてねとか、安全運転でねとかいうような言葉を一声かけて、キーを渡すようにしております。安全運転を願って、仕事しております。

1 番 今も言いましたように、住民生活課長、あなたが中へ入って、福崎町の職場でこれだけの事故が起きてるんだということに対して、もっと指導力を発揮して、安全管理者、総務課長とか会計管理者に福崎町はもう職場内でこのように交通事故が多発しているんだと、注意をしていただきたいと、これが一つの交通安全を指導する立場にあるんですから、交通安全の一つの役割かと思います。

議 長 答弁はよろしいですか。

1 番 結構です。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
しばらく休憩をいたします。再開は１０時４５分といたします。

◇

休憩 午前１０時３０分

再開 午前１０時４５分

◇

議 長 会議を再開いたします。

次、報告第１６号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）に対する質疑はありませんか。

3 番 町道等の草刈りについては、車の通行もありますし、気をつけて行っていただいていたと思いますけれども、事故が起こってしまいまして、大変残念でございます。

課長の説明をお聞きしますと、安全ネットを使って作業をしていなかったというふうな答弁でしたが、県道とか他の町道なりを見ますと、至るところでの作業では、ネットをほとんどのところで使ってされておると、見ておるんですけど、当町ではなぜネットを使ったされていなかったのか、お尋ねいたします。

まちづくり課長 安全ネットをなぜしていなかったかといいますと、これまでも同様の作業を行ってきておりまして、これまで事故がなかったということで、そういう慣例といいますか、そういう形態で作業をしていたというのが、今のところでございます。

この、今回の事故を受けまして、先ほども説明しましたように、ネットを使用しながら安全対策をしているところでございます。

3 番 この９月２９日の事故当時の夕方に相手方の方から、私ずっと子どもが同級生というようなこともありまして、心やすかったものですから電話をいただきまして、実際大変びっくりもされて、非常に気も高ぶられておったんですが、現場をちょっと見てみましょうということで、どんな状況かということで行きました。

そうすると、給食センターのちょっと北、長目よりのところで、カーブしていたところで、それで歩道がこの資料にもありますように３．４メートルあります。そしてそのまだ北側の田んぼののり面、町道ののり面ということで、相当道路からは離れておったんです。本当に間が悪いと思います。相当あいてたので、作業される方も、まあ車が通っても大丈夫ということで、私らもその町道ののり面を刈るときは、車が来ると、草刈りの刃の回転を落としたりというふうなこともしております。

ですので、その油断というのですか、作業、草刈りは３人体制でされておると思うんですが、実際草刈りを２人ともがされておったんか、１人だけされておったら、あの方ではまあ周りの安全というのですか、その配慮もされておったと思うんですけど、そういう距離もあったというようなこともありまして、たまたま間が悪かったということなんですけれども、その相手方の方の言われますのは、ガラスがめげたのが助手席の後ろの座席のガラスであつたけれども、それが助手席とかフロントガラスとかでしたら、もうハンドルを急に切らざるを得んというのですか、びっくりして。そしたら対向車に正面衝突みたいなことになって、重大事故になると、町が大変、そういうようなことで困られるということもあるので、こういうことがもう絶対にないように、きちっと車なり人が通行するような道路では、安全の上にも安全を確認していただいて、車なり人が近づくと、作業をとめるというのですか、最小限にすると、安全を図って、そういう対策をぜひ

町のほうに言っていたきたいというふうなことを強く言われました。

その方は、自分の車がめげたとか、そんなんはもう直るんですけれども、そういうふうなことが非常に後々のこと大事なんで、その対策をとということで強く言われまして、課長の今の答弁で、すぐに安全ネットを使った作業をして、安全に努めてますということです、このようなことが二度と起こらないような万全の体制をとっていただきたいということを求めています。

まちづくり課長 今、議員ご指摘いただいたとおり、これから作業につきましては、万全の体制、安全対策をとりながら作業を進めていきたいというふうに考えております。

議長 ほかに質疑はございませんか。

1 1 番 ここでは当日の作業状況について、確認をしたいと思います。
この草刈り現場におきましては、何人で作業をしていましたか。

まちづくり課長 当日は3人でございます。

1 1 番 そういうことは3人がともどもそれぞれの作業をしていたんでしょうか。

まちづくり課長 作業につきましては、草刈りと、刈った草を集める者、またその集めたものを積み込んで搬出の段取りをしておりますので、それぞれが別々の作業をしていたというところでございます。

1 1 番 課長、道路側で作業をするときには、ちゃんと決まったことがあるんですね。例えば、工事中の看板を出していたのか、あるいは作業区域にカラーコーン等を置いて安全地帯を設けていたのか、ガードマンがおったのか、その面についてはどうでしょうか。

まちづくり課長 直営でやっている場合、草刈り作業中でありまして、カラーコーン、工事をするときの表示板ではないですが、簡易な対策でやっております。

1 1 番 それが一つの事故の原因ですよ。結果として。今の時代に、防護ネットを使わんと道路際でもって草刈りしてる作業員なんかいませんよ、どこにも。こんなもん、もう十五、六年も前から、このような事故が多発しておりますので、必ず防護ネットを使って、石とかそういうものがはねないように気をつけて作業をしております。

そして、まして、ガードマンを設置して、車の誘導をしながら、車が来たときにはいったん作業をとめるとかいう形でもって作業をしていかなければ、これはこういう作業をする以上、必ずまた起きます。そういう対策ができてないと思うんです。

そして、まして、この作業員のその防護をどのようにされていきましたか。

まちづくり課長 作業員の防護と言いますと。

1 1 番 保護具です。こういう場合には、防護眼鏡とか、防振手袋とか、電動工具使う場合にも、必ずその防振手袋というのを使わないといけないわけです。これが結構、何て言うか、白蟻病かな、そういうような病気になってしまうんですよ。長い間その震動する機械を持っていますと。それを防止するために、確か防振手袋というのがあったと思うんです。

それと、もう一つは、こまいものが飛んでいきますので、防護眼鏡、それにもかける。もちろんヘルメットもかぶりますけども、そういうその安全対策をされた形でもって、作業はされておりました。その辺はどうでしょうか。

まちづくり課長 草刈り機におきましては、防振手袋、これはつけてないと思っております。軍手、作業手袋でやっております。防護眼鏡、これにつきましては、備えをしておりますので、つけて作業をしておりました。また、ヘルメットにつきましては、作業の中ではつけてはおりません。

1 1 番 やっぱり作業の方法がむちゃくちゃですわ、正直言いまして。そういう作業を

するときには、必ず自分自身の身を守る、そういう対策をしながら、作業をしていかなければ、これ石がはねただけでもって済みましたが、これからはやはりいろんな事故がこれによって発生する可能性があるわけなんですね。

今の時期、よく検討していただきまして、安全対策、安全防護、作業員の安全確保をしっかりとしていきながら、そういうふうな作業をしていかないと、これはもう大変なことになると思うんです。

やはり作業の中では安全第一という言葉がうたわれておりますけれども、なかなかそれができていないのが今の社会ではないのかなという感じがいたします。

どうか、安全第一でもって作業を進めるように、お願いをしておきます。

以上です。

議 長 答弁はよろしいですか。

1 1 番 結構です。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、報告第17号、議会の委任による専決処分 of 報告について(小中学校体育館非構造部材耐震化工事)に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第72号、福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第73号、福崎町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について質疑はありませんか。

4 番 マイナンバー制度がいよいよ平成28年1月から始まります。

個人番号は将来的には幅広い行政分野ですることにも念頭に置きながら、とりあえず社会保障制度、それから税制、防災に関する分野で限定して利用されることになっております。

また、主に市町村では、社会保障制度の分野の中で、特に多くの給付行政を町の条例に基づいて実施しておりまして、これらの事業についても、地域の実情と、あるいは住民のニーズ等を踏まえながら、必要な限度で個人番号を利用できることになっております。

具体的には、当面、社会保障、税制及び防災の分野を中心として、本町が実施していること、そういった事務の類似の事務についても、個人番号を利用することができるよう、今回の条例制定をしようと、そのように理解してるんですが、まずその解釈は間違いございませんでしょうか。

総務課 長 そのとおりでございます。

4 番 また、個人番号を管理するセキュリティ対策として、基幹系システムと情報系の端末を、これを論理的に分離する方式が、さきの総務文教常任委員会で説明がありました。11月20日の委員会でありました。

これからシステムの改修が始まると思うんですが、そういったシステムの変更の契約というものは、もう既に締結は終わっているんでしょうか。またそのシステムの改修後の稼働については、いつごろ予定されているのか、お尋ねしたいと思います。

企画財政課 長 情報系と基幹系のネットワークの分離につきましては、この12月議会の補正

予算でリース契約分の2カ月をお願いしたいと考えております。

ただ、今年度中での分離を考えておりますので、時間がございません。ただいま準備を進めておるところでございます。

契約の相手方は入札に適さない業務でございますので、KCSとの随契を考えております。

完成するのは、2月末を予定しております。

- 4 番 今のところは準備中であるということでありますので、システムの改修ができないまま、このままマイナンバー制度が1月からスタートするわけでございます。そういった状態の中で、この事務をスタートするとなれば、情報漏えいのリスクは高まるのではないかと危惧するんですが、その点についてはいかがでしょうか。

企画財政課長 国から基幹系と情報系のネットワークの分離を求められておる理由といたしましては、国とか他の公共団体、市町村との連携をするための、情報連携のために、外部とつなぐ際の危険性を回避するため、国の年金機構などの問題を受けまして、分離を進めておるものでございます。

庁内のネットワークにつきましては、確かに平成28年1月から事務は開始いたしますが、これまでも本人の同意を得まして住基情報でございますとか、税情報を確認しておりますので、今までと同じ状況での庁内の運用となります。

- 4 番 今の答弁を聞いておりましたら、外部機関との連携、これについては平成29年7月から予定されていると思うんですが、それ以降のそういったセキュリティ対策についてのシステム改修の説明であったと思うんですが、今、現状であっても、そういった情報漏えいとか、あるいはセキュリティ対策、サイバー攻撃に対する、そういった対策については、全く問題はないという理解でよろしいでしょうか。

企画財政課長 現在のネットワークは確かに情報系と基幹系が一つのネットワークで構築はされておりますが、ファイヤーウォールとかウイルスチェックによりまして、外部からの侵入を防いでいるシステムでございます。安全性は一定の確保をされているものと考えております。

- 4 番 最近よく、年金機構の問題でありますとか、いろんなところでの情報の流出等が問題になっておりますので、今、現行のシステムについても安全性の確保は十分保っておられると思いますけれども、新たにマイナンバー制度がスタートするということで、住民の皆さん方については、そのあたりをかなり不安視されていることもテレビ等では放映されておりますので、さらに質の高い、そういった対策をとっていただきたいと思います。

それから、よく住民の方と話しておりましたら、いま一つそのマイナンバー制度そのものがわからない、どこにメリットがあるのかとか、あるいは何のためにするんやと、こういったことをよく聞かれます。聞いております。

もっと、町の広報等でも説明があるんですけれども、できるだけもっと理解しやすいような形の説明をすべきだと思います。

そういうことで、先ほど言いましたようなセキュリティ関係も含めて、しっかりとお願いしたいと思います。

それと最後に、今回の条例制定、ずっとこう見せていただきましたが、こういったその国の法制定によって、各自治体に影響するような場合、往々にしてその条例の準則が国から示されているケースが多いと思うんですが、今回の場合、国からのそういった標準例的な準則は示されたんでしょうか。

総務課長 今回の条例制定におきましては、国からのモデル条例を参考にしてつくらせ

てもらっておるものでございます。

- 4 番 その条例準則に基づいて、福崎町の独自性も若干加味しながら、ほぼ条例準則どおりと、この理解でよろしいでしょうか。

総務課長 はい、そのとおりです。

- 4 番 最後に、そのマイナンバー制度の本来の目的は、そういった社会保障、税とか防災のみならず、もっともっといろんな活用を想定されていたと思うんですね。国とかその公共団体、あるいは民間企業を含めて多額の費用をかけ、あるいは労力をかけて導入するものですから、例えば、役場から住民に何か支給するとか、補助するとかいう場合は、よくあるのは申請していただいて、その後に所得などをチェックして、支給が該当するのか、不支給になるのか、そういった判定をされているのが実態だと思いますが、これからこういった個人番号を活用して、事前に所得などをきちっと把握した上に、該当者のみ案内を送付するとか、今までの受け身的な行政から、積極的な行政のサービス形態に転換するような、いわゆる行政効率を高めることによって、不公平感、あるいは正確性の向上に寄与するものと考えます。

もちろん、そのためには先ほども言いましたような情報漏れなどの強靱なるそういったセキュリティ対策を講じた上でのということとは言ってもありませんけれども、国の法改正と、指導もあろうかと思いますが、できるだけ早く本来の目的に沿った運用をされると思いますけれども、今後のこのマイナンバー制度の利用促進についての考え方を改めてお尋ねをいたします。

総務課長 このマイナンバー制度なんですけれども、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人であることの確認を行うための基盤でございまして、社会保障、税制度の効率性、透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤となるものでございます。

この仕組みを使いまして、行政の無駄を省き、より細かな社会保障を行い、国民にとってより公平・公正な社会の実現を目指すのが、このマイナンバー制度でございます。

議長 ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第74号、福崎町町税条例等の一部を改正する条例について質疑はありませんか。

- 1 1 番 この中にはいろんな文言が書いてあるわけですが、例えば法人番号とか、または個人番号を有しないものについては、住所並びに氏名でもってやるというようなことが書いてありまして、今回は国民全員にその個人番号は付与されたと思いますけれども、この文言で言いますと、その「番号を有しないもの」というふうにあるんですけれども、そういう方は福崎町にもいるんでしょうか。

税務課長 日本国民であっても、外国に住所を移されている方については、今回マイナンバー付番がありませんので、そういった方が有しない方、それから、法人番号につきましては個人事業主には法人番号がつかないというふうに思っております。

- 1 1 番 これからいろいろな手続をするときには、この個人番号とか法人番号が必要になってくるわけなんですね。先ほども言いましたように、

そういう中におきまして、やはりこの番号がないと、庁舎内のその事務作業がちょっとう混乱するんじゃないかなという感じがするんですけれども、その点については問題はないでしょうか。

総務課長 今、税務課長が、個人番号がない方もあるというような話がございました。

実はこういう個人番号を記載する欄ができるわけなんですけれども、国のほうにおきましては、マイナンバーの記載は義務でありますとか、していただくようお願いして、くださいというような通知は来ているわけなんですけれども、もし、そういうことをされない方がありまして、そういった申請、あるいは届け出事務につきましては、受け付けをいたすつもりでおります。

個人番号を記載していただくと、添付書類の削減など、行政手続が簡素化されますし、また住民の方にもメリットはあるんですけれども、書かれなかったからといって、書かれなかった方につきましても今までどおりのサービスといいますか、例えば所得証明をとっていただくとか、またそれを見ても結構ですというような同意書を、従前どおりに書いていただくとか、といったような方法で事務はできると考えております。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第75号、工事請負契約の変更について（福崎町立田原小学校体育館建設工事）に対する質疑はありませんか。

9 番 この機会に校舎の北側の駐車場を全体として既存の舗装の状態から、透水性アスファルト舗装に全面的に改良すると、そして区画線も引き直すということで、経費的な面でありますとかを勘案すれば、この工事を含めるということについて、好ましいというふうにも思うわけであります。

一方で、以前学童保育園が完成した際に、学童保育園に隣接するその駐車場について、改善ができないものかと、大変アスファルト舗装もうねっておったり、白線も消えているという部分、交通安全の面でも、さらに照明、今の時期大変夕方暗いということで、小学校低学年の児童が利用するその施設にふさわしく、やはり照明を充実させるべきではないかということも求めておりました。

小学校体育館の建設工事に合わせてというふうなことを聞いておったわけですが、なぜか今回そうしたことについての工事内容に含まれていないというふうに見えるわけです。

やはり、安全という問題、特に小学校低学年という児童が利用する、そういう施設で、今回含まれていないのはなぜなのかなと、そうした対策について、取り組む考えはどうでしょうか。

学校教育課長 今回の工事につきましては、体育館の建設に関連するということで、駐車場のほうにつきましても、機械室と体育館を結ぶ間の電気線の工事等がございまして、舗装も一部撤去するというようなことがございましたので、一定の関連があるということで、今回はこちらに変更の内容として挙げさせていただいております。

学童保育園のところにつきましては、この体育館の工事等の関連ということはございませんので、この工事の中に入れるのは適切ではないと思われます。

今回は駐車場の部分だけとさせていただきます。

9 番 以前に申し上げましたように、学童保育園が完成して、駐車場のほうはこのままかということ。駐車をしてアスファルトがうねっておったりして、とめにくいと。駐車場のほうについても整備の考えが、今後あるのかなのか、もう本当にその夜間の今、暗い時期に、白線も見えにくいし、照明も弱いということについて、改善しようという考えがないのかどうか。

学校教育課長 今回のところでは入れておりません。今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

議 長 本案と余り関係ございませんので、質疑を打ち切ります。

ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
以上をもって、本臨時会に付議されました全ての報告及び議案に対する質疑を終結いたします。

日程第 16 討論・採決

- 議 長 日程第 16 は、討論・採決であります。
議案番号順に 1 件ずつ進めてまいります。
それでは、72 号、福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について討論がございましたら、お願いをいたします。

(「ありません」の声あり)

- 議 長 討論なしと認めます。
これより、採決を行います。
72 号、福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第 72 号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次、議案第 73 号、福崎町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議 長 討論なしと認めます。
これより、採決を行います。
議案第 73 号、福崎町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第 73 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第 74 号、福崎町町税条例等の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議 長 討論なしと認めます。
これより、採決を行います。
議案第 74 号、福崎町町税条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立全員)

- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第 74 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第 75 号、工事請負契約の変更について（福崎町立田原小学校体育館

建設工事)に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

議案第75号、工事請負契約の変更について(福崎町立田原小学校体育館建設工事)について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いをいたします。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第75号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、第464回福崎町議会臨時会の日程を全て終了することになりました。

よって、本臨時会を閉会することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

第464回福崎町議会臨時会を閉会することに決定をいたしました。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は臨時会が招集されましたところ、早朝からご参集を賜り、提案されました全ての案件について、議員各位には慎重に審議をいただき、また、議事の運営につきましても格段のご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

月末には定例会が控えております。どうか、皆様方におかれましては、くれぐれもご自愛の上、議員活動と町政発展のためにご精励を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

閉会に当たり、町長からご挨拶をいただきます。

町 長 第464回福崎町議会臨時会を終わるに当たりまして、一言お礼とご挨拶を申し上げます。

提案いたしました議案につきましては、全て賛同をいただきました。ありがとうございました。

報告案件についても、たくさんの意見を頂戴いたしました。安心・安全のまちづくりは最も大切な課題でございますので、これからも皆様のご意見をしっかりと胸に秘めて、行政に携わってまいりたいと、このように思っております。

マイナンバー制度というのは非常に便利なものであります。便利なものは必ずメリットとリスクが伴うものでありまして、本来全ての制度というものは、一人一人を大切にすることということでありますけれども、最近では少し一人一人を大切にすることから、国家を大切にするという方向に若干軌道修正しつつある。このことは極めて危険な動きであるというふうに私は思っているわけでありまして。

したがって、マイナンバー制度、皆さんの賛同によってつくられたものではありますけれども、住民一人一人の幸せをしっかりと守っていくという観点で、町側も、議会の議員の皆様方も、町民をしっかりと守るという観点で運用をしていただければ大変ありがたい、このように思っているわけでございます。

さて、12月6日の町長選挙によりまして、新しい町長、橋本省三町長が出現をいたしましたので、私が本会議で挨拶するというのが、これが最後になるわけでございます。

そういった意味で、20年間の思いも込めまして、挨拶をさせていただきたいと、このように思っております。

私は、阪神・淡路大震災の年の12月に当選をいたしましてから、20年間お世話になりました。

行政経験はありませんし、お酒も飲めないし、外交も下手と、このような者が町長になって務まるのかという不安がありましたけれども、いつの間にか20年という時間が過ぎたわけでございます。

これには議員の皆さんのご意見によって育てられたと思っております。そして、同じ席におります町の幹部の知識、これによっても育てられたと思っております。何よりも町民の皆さんの温かいご理解とご支援があったからこそ、これが続いたものと、このように考えているわけでございます。

さて、私は20年前の第1回目のといいますか、私にとっては第1回目の本会議で、議員の皆さんからたくさんの質問を頂戴いたしました。私はその中で、同じ内容ではありますが、三つの表現の違いをもちまして、私の所信を表明したわけでございます。

一つ目の表現は、町民こそ町政の主人公と言ったわけであります。

町民の皆さんが町政の主人公でありますから、当然その方々の幸せを守ること尽力をしなければならないということであります。

二つ目にどう言ったかといいますと、有理・有利・有節と、こういう立場で町政を進めてまいりますと、このように申しました。

道理があつて、町民の利益があつて、しかもルールをしっかりと守る。こういう節度ある態度で町政の臨んでまいります。このように言いました。

ある方には、憲法を暮らしの中に生かして町政を進めてまいりますと、このように申したわけであります。

この三つが重なり合って、私の所信ということになるわけであります。

町政は終わりのない駅伝のレースだと、このように考えております。

課題を一つ解決すれば、また新しい課題が生まれてくる。その課題にまた挑戦しながら、次の課題に備えるという、全くエンドレスのレースを走っているようなものであろうかと思ひます。

前任者から受け継ぎましたたすきをしっかりと肩にかけ、自分にできる範囲で一生懸命に駆け抜けた、このように思っているわけであります。

幸い第5次総合計画と一緒になつてつくれた橋本町長が誕生いたしますので、その方にしっかりとたすきを渡して去りたいと、このように思っております。

さて、この20年間で私がどんなことが思い出に残るかということでもありますけれども、たくさんの方がおりますけれども、私は当面四つのことを挙げたいと思ひているわけであります。

第1番目は、もちむぎ食品センターのことであります。

私が町長になるに当たって、2人の方が県会の選挙が終わった後、みえられまして、町長選挙に立候補してほしいと言われました。

その方の三つの条件の一つに、もちむぎの会計がどうもおかしいというふうなうわさがたっているけれども、あなたが町長にならない限り、その会計はなかなか明らかにされないのではないかと思うと、ですからあなたにぜひとも町長になっていただきたいと、こういう声であつたわけであります。

もちろん私は他の仕事、任務を持っておりましたので、お断りしたわけでありましたが、大変熱心な勧めによりまして、私は町長に立候補することとなりました。

当選をいたしましたしても、なかなか会計を明らかにすることはできませんでした。約1年と3カ月、明くる年の、忘れもしません3月14日の取締役会で、初めて帳簿を見せましょうと、こういうふうに言われたわけであります。

見た結果、帳簿は何も残っておらず、焼却処分で全部資料はないという状況からでありました。そのとき、この会社を存続させるのか、それとも倒産させるのかが鋭く問われて、大体9割以上の方がもうなくせという意見であったと思っております。しかし私は、二十数名の従業員があり、しかもその会社を守って農家の方々が麦をつくってくださっている。そしてそれを売ってくださる商売人さんもおられる。こうなりますと、一つの大きな企業であります。小さいとはいえ企業。これを潰すとなりますと、福崎町の大きな損失になるというふうに考えましたので、多くの方々の忠告はあったわけですが、私に経営経験が、計画があるわけではありませんので、そういう専門家の方に集まっていただいて、倒産させるという方向ではなしに、再建という方向で検討をしていただきたいと申し述べたわけであります。

検討委員会が間もなくつくられまして、答申が出てまいりました。私はその答申にのっとって、今日まで細々と続けてきたというわけであります。

経営経験もなし、簿記もわからない、商法も知らない、会社法も知らない私が、続けることができたのは、議員の皆さんから数々の質問を受け、忠告を受けました。その忠告を受け、質問を受けるたびに、その質問に基づいて、私なりに一生懸命勉強して、今日まで来たということであります。

幸いなことに、去るに当たって、12月現在ではありますけれども、本年度約1,000万円の営業利益を出しているというわけでありまして、たくさんの借金を抱えているのは事実であります。方向としては明るい方向に進んでいるという状況の中で去ることができるというのは、大変うれしく思っているわけであります。

もちむぎ食品センターは、町の根幹の事業ではないわけではありますが、別の組織で運営されているわけではありますが、役場業務と同じほど、真剣な取り組みをして、今日までやってまいりました。

さて、2番目に申し上げたいことは、合併のことです。

日本の政治を戦後一貫して進めてまいりましたのは、保守系のところであります。このもとで一貫して政治が進められたにもかかわらず、高齢化、少子化が進んでいるということであります。これを解決するために、合併というのは避けて通れない。この合併のバスに乗りおくれれば、高齢社会対策も少子化対策もできないというふうに、上級官庁から指導を受けたわけではありますが、私の考えは全く違っておりました。合併をすることによって、少子化はもっともっと進むだろう。高齢化対策はもっと困難になる。限界集落はますますそのスピードを速めるであろう。小中学校の統合は進むだろう。庁舎は閉鎖されるだろう。その結果、日本はますます疲弊して、人口減少に拍車がかかると感じておりましたから、私自身はこれに賛成をしませんでした。

しかし、住民の皆さんが多数で合併をしてほしいという結論が出れば、町政は先ほど申しましたように町民のものでありますから、そのときはしっかりと手続をとろうと、このように考えていたわけであります。

結果として、福崎町は合併しませんでした。ことし各地で10周年記念式典が行われることになりました。どこの町に行きましても、人口がふえたという町はありません。高齢化で困っているという、そんな悩みは合併する前よりも今のほうがうんと声は大きくなっています。今の段階では私の見通しのほうがはるかに

すぐれていたということにならざるを得ないと思っております。

姫路に合併をいたしました四つの町は、それぞれ人口を減らしております。しかし、福崎町はそんなに人口は減っていないという状況であるわけであります。

わずか10年の経過で物事を結論づけるということは難しいわけでありますけれども、一定の方向は出ているのではないかと、このように考えております。

今、合併したから地方がますます疲弊している。東京一極から地方に回そうというふうに言われておられますけれども、果たしてこの施策は成功するのでしょうか。私にはとてもそういうふうには思えませんけれども、合併問題は私にとりまして一つの試練でありましたし、合併をしないで今日まで来たというのは、一つの経験かなと思っているわけでございます。

さて、三つ目は公共下水道の問題であります。

これは私の町長生活の初めから終わりまで、20年間かかりました。それでもまだ解決はしておりません。まだ、来年度工業団地の舗装工事が残るという、そういう状況にあるわけでありますから、20年間かかった事業といえば、まさにこの公共下水道の事業ではないかと思えます。

私が来たときには、町長の机の上に一千数百、一千五百ほどあったと思えますけれども、反対署名がどんと積まれておりました。

その署名を私なりに分析をいたしまして、四つのグループがおいでになるというふうに判断をいたしました。その四つのグループの方々に私の思いを伝えてまいったわけであります。

そして、その方々のご理解が得られない限り、公共下水道のクリーンセンターの用地は確保できないということになるわけであります。

前町長が約束されておりますから、公共下水道の周囲に二つの公共施設をつくらなければならないわけでありますが、今ある用地でさえもかなり広い。その上に公共用地を二つ買うというふうになりますと、二つの用地を買うというお金は大変大きなものにならざるを得ません。

そこで私が考えたのは、OD法という大きなディッチで処理場をつくるというのを、今ある膜処理で進めていくことによって、今買っている用地の中で二つの施設が獲得できると、このように考えました。

そこで、処理方式を私なりに研究をしたわけであります。しかし残念ながら、国土交通省の補助金がもらえないという大きな壁がありました。

しかし、時間がたつにつれ、私が勉強したと同じような方向を国土交通省もとりました。

技術は日進月歩でありますから、膜処理の方法というのは非常にすぐれておって、水質がきれいというふうに外国の文献を見ましてもそうになっておりましたから、やがてそうなるであろうということを確信しておりましたところ、平成13年11月13日の官報だったと思えますけれども、許可するという事になったわけであります。私は、そこで早速国土交通省に膜処理を進めたいということをし入れました。そして、福崎の公共施設処理場が全国の膜処理の第1号となったわけであります。

国土交通省及び下水道事業団からは大変な指導を受けました。もちろん全国で初めてということでもありますから、指導なしにはできません。一生懸命にご指導いただいた方々には、感謝を申し上げているわけであります。

しかし、これがなかなか大変でありました。まず、職員の説得が大変です。OD法でずっと進めてきた職員でありますから、これを膜処理に変えるということになかなか同意してもらえないということでもあります。私が20年間で一番勉強

したといえ、この時期であります。日本で初めてということでもありますから、日本の文献はそんなにないということでもあります。そうなりますと外国語、これには私はまいりました。自分の外国語の能力のなさというのをつくづく痛感をいたしたのがこの時期であります。

この経験が、今、イングリッシュフェスティバルにつながっているということでもあります。福崎町の子どもたちが将来、もう少し立派に外国語が読めて話せる。こういう子どもたちになっておれば、私のような苦い経験をしなくていいと、このように思ったのも、この時期であったと思っております。

職員に納得してもらおうと、次は議員さんの番になるわけであります。議員さんにも二つのことは言えました。処理水が極めてきれいということも言えますし、そして面積も非常に少なくて済むということまでは言えますが、一番難点はランニングコストがどうなるのかということでもありますけれども、日本で初めてつくるものでありますから、これも比較の対象にすることはできません。

そうなりますと、議員の皆さんのご理解をひたすら仰ぐしかない。この処理場の優位性を訴えて、議員の皆さんに投票の結果、7対8、わずか1票差でありますけれども、OD法から今の膜処理に変わった瞬間であります。

こうして、膜処理の公共下水道が完成をいたしました。おかげで用地は約半分で済みますから、買っておられる用地を活用して、図書館とドームを完成することができ、前の町長が約束されておりました公共施設の二つを実現することができたわけであります。

これも私にとりましては、非常に思い入れのある事業ということになります。

四つ目は、駅前整備計画の着手ということになります。

これも私は計画をつくりまして、住民の皆さんにもお示しをしながら進んできたわけでありますけれども、何回か同意が得られずに、今日まで延び延びとなっております。

やっと、県から来ていただいております代々の技監さんの知恵をかりながら、住民の皆さんが川西のお店が減った、そして駅周辺が寂れたという、そういう大きな声にも支えられまして、今日の状況に来たと、このように思っているわけがあります。

新町長によって進めて完成をする予定でありますけれども、ほぼ後退することなく進むのではないかと、そういう安心感も持っているわけでございます。

私にとりまして、もちむぎ食品センターと駅前周辺整備に一定のめどがたつ、この段階でバトンをといますか、たすきを渡すことを大変幸せに思っているわけでございます。

議員の皆様方には随分お世話になりました。議員の皆さんの質問が本当に役に立ちました。私は職員に、哲学の勉強をかなりしつこく要求してまいりました。弁証法の一つに対立物の統一という概念があるわけでもありますけれども、対立しておればこそ、世の中は進むということでもあります。対立の意見がないところでは前進はありません。クレーマーや文句を言ってこられる方こそ、町政発展の原動力であります。したがって、そういう方々を大切にすることが大事であります。

議員さんの一般質問、そしてきょう受けたような質問は、町政を大きく前進させる上でのまさに原動力であります。これからも町民の皆さんからお集めになった意見は、この議場で、委員会で、また個々にも役場職員に申し伝えていただいて、よりよい福崎町をつくっていただきたいと思いますと思っております。

そして、一緒に席を同じくいたしました幹部職員の皆さんには、これは筆舌に

尽くせない智恵をいただきました。この智恵なしに、予算案もできませんし、きょう発表しましたような議案すらできないわけでありますけれども、幹部職員の皆さんの力に支えられて、今日まで歩むことができました。このことに心からお礼を申し上げ、至らぬ私ではございましたけれども、20年間務めさせていただきましたことに、心から感謝を申し上げ、皆様方へのお礼の言葉、挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

長 ただいま町長から勇退する旨の言葉がございました。議会を代表して一言ご挨拶を申し上げます。

嶋田町長は、平成7年12月18日に初当選、町長に就任をされました。それ以後、今日まで20年間の長きにわたり、福崎町のトップとしてリーダーシップを発揮されました。その間、町民の安心・安全、福祉の向上に取り組まれ、歴史に残る業績を残されました。

先ほど町長としての理念、またかかわった事業等について紹介がございました。私もしばらく業績を見つめてみたいと思います。

先ほどお話がございました公共下水道の供用が開始をされました。先ほどODから膜処理に変更のときには、議会のほうでいろいろと審議をいたしまして、最終的に膜処理に決定をしたわけであります。これによりまして、住居の環境、また河川の環境の改善が大幅に図られました。全国初の膜処理方式でありまして、同方式を採用する自治体は全国で19施設あるというふうにお聞きをいたしております。最近では海外からの視察もあるというふうに聞いております。敷地面積が少なく、また処理薬も少なく、設備の増設も容易であるというふうに聞いております。

また、図書館が開館をいたしました。利用状況は人口2万人以下の町で全国5位の貸出冊数であり、また、本年11月から始まった播磨圏域中枢都市圏7市8町での図書館の相互利用では、11月の登録会員数が先月10月に比べて10倍になるなど、魅力ある図書館に成長をいたしております。

また、幼保一体型の福崎幼稚園が設置をされ、以後、田原、八千種、高岡幼稚園が整備をされ、幼児の保育、教育の充実が進められております。

医療費につきましては、中学生まで医療費無料化が実施をされました。町としては兵庫県下で一番目の実施であります。

さるびあドームが完成し、雨天の中でも活動できる施設が完成をしたわけであります。

また、上水道におきまして、高度処理が今進められております。クリプトスポリジウムが除去され、住民の健康に留意された取り組みが進められているわけであります。

来年は福崎町政60周年記念の年となります。町長は長期にわたり町政を担当され、手腕を発揮されました。その業績により、福崎町は今日の発展を見ることができました。今後は健康に十分留意され、ますます活躍されることをお祈りいたします。本当に長い間ありがとうございました。

それでは、これをもって閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会 午前11時47分

地方自治法第 1 2 3 条の規定により、ここに署名する。

平成 2 8 年 2 月

福崎町議会議長 難 波 靖 通

福崎町議会議員 三 輪 一 朝

福崎町議会議員 小 林 博